

東京都の広告宣伝車に対する屋外広告物規制について

東京都 都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 屋外広告物担当

1. 従前の広告宣伝車の車体利用広告に対する都の屋外広告物規制

東京都屋外広告物条例（以下「都条例」という。）及び東京都屋外広告物条例施行規則（以下「都規則」という。）は、都条例に掲げる良好な景観の形成、若しくは風致の維持、又は公衆に対する危害の防止という目的の下、広告宣伝車の車体利用広告について必要な規制を定めている。

具体的には、広告宣伝車が道路を走行する際は、都の屋外広告物許可を受けることが必要であり、加えて、広告宣伝車を含む車体利用広告共通の規格として、道路交通の安全を阻害するおそれのある広告物等の表示・設置を禁止している。

また、広告宣伝車については、過去にも色や光の使用がエスカレートして問題となった経緯があり、その対応策として、都は、平成23年10月から、広告宣伝車への広告デザイン自主審査制度を導入し、広告デザインの質の確保を図ってきた。

ところで、屋外広告物は、屋外広告物法に基づく各自治体の条例により規制されているが、条例の多くは国の「屋外広告物条例ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に準拠して制定されている。ガイドラインでは、自動車の車体利用広告について、車両の走行地ではなく、車両登録地の条例が適用されると規定している。これは、車両登録地外の都道府県の条例上は基準に適合していない場合でも、車両登録地の都道府県の条例の

基準に適合していれば構わないとする規定であり、自動車が、車両登録地である都道府県以外の区域に出た場合を考慮しての特例であるとされている（「屋外広告の知識 第五次改訂版 法令編」監修 国土交通省都市局公園緑地・景観課 97頁参照）。

都条例の車体利用広告に関する規定もこのガイドラインに準拠し、都の規制は、車両登録地が都内にある（以下「都内ナンバー」という。）自動車には適用されるが、他の道府県等の区域にある（以下「都外ナンバー」という。）自動車には適用されないこととなっていた。

2. 都外ナンバーの広告宣伝車に対する規制適用の経緯

しかし、都内の繁華街では、広告宣伝車が派手な色遣いや過度な発光を伴って低速で周回走行しており、良好な景観形成への影響や交通環境の悪化の問題が生じていた。こうした宣伝活動を行う広告宣伝車のほとんどが、都条例の規制の適用対象外である都外ナンバーのものとなっており、広告宣伝車の車体利用広告に対する都の規制が実態とそぐわない面が表れていた。

このような状況を踏まえ、令和5年6月、都は、附属機関である東京都広告物審議会に、広告宣伝車に対する規制について諮問し、審議会において、都外ナンバーの広告宣伝車に対する都条例の適用に関する検討が開始された。

並行して、都は、都外ナンバーの広告宣伝車が都条例の規制対象となった場合に向けて、屋外広告物の許可権者である特別区や、違反車の取締りを行う際に連携が必要となる警視庁、広告宣伝車の広告デザイン自主審査を行っている公益社団法人東京屋外広告協会等の関係機関との調整を進めた。

令和5年10月、審議会は、「広告宣伝車に対する屋外広告物規制の考え方(案)」(以下「考え方(案)」という。)をとりまとめ、現行の都条例の規制について、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車にも適用されるよう、規定を改正するという考え方の方向性を示した。

「考え方(案)」についてのパブリックコメントも実施され、寄せられた意見のほとんどは「考え方(案)」の方向性に賛成する内容であった。

また、この間の令和5年11月には、東京都、警視庁、新宿区の三者で広告宣伝車に関する合同実態調査を実施し、車両登録地における屋外広告物許可の有無等の調査や屋外広告物許可制度についての啓発活動を行った。

制度上の検討や実態の把握により議論を深めていき、令和5年12月に、審議会は「広告宣伝車に対する規制について」を答申し、現行の都条例の規制について、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車にも適用されるよう、規定を改正するべきとの考えを示した。

本答申を受け、都は都規則を改正し、令和6年3月22日には改正都規則を公布、同年6月30日に施行し、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車に対する都条例の規制の適用を開始した。

3. 現在の都の広告宣伝車に対する屋外広告物規制

今回の都規則の改正により、都外ナンバーの広告宣伝車にも適用されることとなった、現在の都の広告宣伝車に対する屋外広告物規制について解説する。

都条例において、道路は、都内全域で広告物等の表示・設置が禁止される区域に指定されている

が、例外として、電車又は自動車の外面を利用する広告物は、都規則で定める基準に適合する場合は、許可を受けずに又は許可を受けて、「道路」で広告物の表示等を行うことが可能である。また、都条例において、第三者広告の掲出が認められている自動車は、路線バス・観光バス、タクシー・ハイヤー、広告宣伝車(自動車検査証に記載される車体の形状に放送宣伝と記載されている自動車)に限られている。

今回の都規則の改正により、広告宣伝車は、都外ナンバーであっても、自己の事業・営業内容の広告や第三者広告を表示する場合には、屋外広告物許可を受けることが必要となった。また、都条例に定める車体利用広告の「規格」の遵守や屋外広告物の登録が必要になるとともに、監督(許可取消、行政措置命令等)や罰則の適用対象となった。

次に、都条例に定める車体利用広告の「規格」について解説する。

車体利用広告共通の、車体外面への表示・設置が禁止される広告物等として、以下の広告物が定められている(都規則 別表第3六(一))。

- ・電光表示装置等により映像を映し出すもの(LEDビジョン等)など、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのある広告物等
- ・運転者をげん惑させるおそれのある発光し、蛍光素材を用い、又は反射効果を有する広告物等
- ・車体の窓又はドア等のガラス部分に表示する広告物等

また、宣伝車の車体の外面を利用する広告物等は、消防自動車又は救急自動車と紛らわしい色の使用が禁止されている(都規則 別表第3六(四))

その他都条例に定める禁止広告物等として、形状、規模、色彩、意匠その他表示の方法が景観・風致を害するおそれのある広告物等、公衆に対して危害を及ぼすおそれのある広告物等が定められている(都条例第19条)。

4. 都の広告宣伝車の屋外広告物許可申請手続

今回の都規則の改正による、都の広告宣伝車の屋外広告物許可申請手続について解説する。

まず、屋外広告物許可申請前に、公益社団法人東京屋外広告協会の車体利用広告デザイン審査委員会で行っているデザイン自主審査を受けることが求められる（都規則第1条第5項・第6項）。同委員会は、自ら定める審査基準等に基づき審査を行っているが、基準に適合するか否かについては一方的に判断するものではなく、申請者と対話をしながら、よりよいデザインとなるよう誘導しているとのことである。

次に、各許可権者に対して屋外広告物許可申請を行う。車体利用広告の許可権者は、区部においては各区、多摩部においては多摩建築指導事務所となり、都内ナンバー車は、車両登録地の区又は多摩建築指導事務所へ申請し、都外ナンバー車は、広告を表示して最初に周回走行を行うルートの存する区又は多摩建築指導事務所へ申請することとなる。

広告宣伝車の許可申請にあたっては、屋外広告物許可申請書、意匠等作成経過報告書、デザイン審査済証と審査済印が押印されたデザイン図、広告宣伝車の車検証の写し、走行ルート図の提出が必要である。「走行ルート図」については、広告物の表示・設置場所を示す書類として、今回の都規則の改正に合わせて新たに提出を求めることとした。出発地又は都に入る場所から、宣伝地までの

ルートを記載する広域の走行ルート図と、宣伝地での周回ルートを記載する詳細の走行ルート図の2種類の提出を求めている。

加えて、今回の都規則の改正に合わせて、新たに「広告宣伝車許可票」（図1）の掲出を求めることとした。広告宣伝車許可票とは、広告宣伝車が、屋外広告物許可を得ていることが外観上分かるようにするために表示する、A5サイズのシールである。屋外広告物許可を受けた後、本許可票に許可番号と許可期間を記載し、車両左側ドア等の外側から見やすい場所に貼付するよう求めている。

5. 屋外広告業の登録及び監督・罰則

今回の都規則の改正により、都外ナンバーの広告宣伝車の表示・設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う場合、屋外広告業の登録が必要となった。

屋外広告業とは、広告主から、広告物等の表示・設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行う法人又は個人のことをいい、営業所が都内にない場合であっても、都内で広告物等の表示・設置に関する工事を請け負う場合には、登録が必要となっている。そのため、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車の表示・設置に関する工事を請け負う場合、例えば、車体外面へのラッピングシート貼付、塩ビシート取付等の業務を請け負う場合には、都の屋外広告業の登録が必要となる。



図1 広告宣伝車許可票

また、今回の都規則の改正により、都外ナンバーの広告宣伝車は新たに監督（許可取消、行政措置命令等）と罰則の適用対象となった。

監督については、許可を受けた者が虚偽の許可申請をしていた場合等は、許可の取消しを行う。また、許可を受けた者又は必要な許可を受けずに車両を走行させた者は、行政措置命令の対象となる。さらに、行政措置命令に従わなかった場合、その旨の公表を行う（都条例第31条～第33条）。罰則については、30万円以下若しくは20万円以下の罰金、5万円以下の過料のほか、違反行為者だけでなく、法人にも罰金を科する、両罰規定が適用される（都条例第68条～第71条）。

違反行為に対する監督・罰則の対象については、例えば、屋外広告物許可を受けずに、広告宣伝車に広告を表示して都内を走行した場合、行政措置命令や罰則の対象者は、共犯関係にある者を含む、違反行為の行為者（広告宣伝車の運転手、運転手の雇用者、屋外広告業者、広告主等）となる。屋外広告業者が違反行為をした場合、登録取消又は営業停止となる。

6. 九都県市首脳会議での取組

ここまで、都の定める広告宣伝車に対する屋外広告物規制について解説したが、広告宣伝車は一般的に都道府県境を超えて行き来しており、都市の良好な景観形成や公衆に対する危害を防止するためには、近隣の県市と連携して対策を講じる必要がある。そのため、令和5年4月26日に開催された第83回九都県市首脳会議（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市が、共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的とした会議体）において、都は、広告宣伝車への屋外広告物規制の在り方について協議を行うための検討会の設置を提案した。

こうして設置された検討会においては、令和5年6月から令和6年2月まで、6回にわたり広告宣伝車の課題について整理し、広告宣伝車の屋外広告物規制のあり方について検討を行った。その

結果については、令和6年4月19日に開催された第85回九都県市首脳会議にて報告している。

本検討会の成果として、広告宣伝車の規制については、屋外広告物条例や制度に関する事業者等の理解が十分でないことから、共通のチラシ等を活用し、九都県市が連携して広告宣伝車事業者等に対して周知を図ることとした。

併せて、広告宣伝車で使用されている灯火装置に係る「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）の遵守に関する普及啓発について、国に対する要望活動を行った。これは、保安基準では「その他の灯火等の制限」として、自動車に備える灯火の基準について光の色、点滅、光度の制限が詳細に定められているが、繁華街などでは走行中に表示するディスプレイを設置した自動車が行き交っており、灯火装置の基準に関する車両の所有者、使用者への普及啓発が必要と考えられたためである。

7. おわりに

令和6年6月30日から改正都規則が施行され、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車に対する都条例の規制の適用が開始されているが、デザイン自主審査を行う公益社団法人東京屋外広告協会及び車体利用広告デザイン審査委員会の皆さまや、屋外広告物許可申請を受け付けている各区の屋外広告物担当窓口の皆さま、広告宣伝車を走行させている事業者と広告主の皆さまのご協力もあり、現在は概ね滞りなく許可が行われているようである。都内の繁華街の様子を改正前の状況と比較すると、派手な色遣いや過度な発光を伴った広告宣伝車は減少しているように感じられる。今回の規制の開始に伴い、多大なご理解・ご協力をいただいている関係者の皆さまに感謝の意を表したい。

今後も、広告宣伝車と同様又は類似の態様により広告を表示した自動車や、これまでに想定していなかった方法で乗物等に広告を表示し、道路を走行するものが現れることが考えられる。まずは、今回の都規則改正により都外ナンバーの広告宣伝

車に対する規制をしっかりと行うことが重要であるが、こうした広告物による新たな課題が生じた場合には、良好な都市景観の形成と公衆に対する危害の防止の観点から、継続的に検討を行っていきたいと考える。

また、先のパブリックコメントでは、広告宣伝車から発せられる騒音や、青少年への影響が懸念される広告の表示内容についてなど、屋外広告物行政の領域外の問題に対しても様々な声が寄せられた。広告宣伝車の問題は複合的であるため、関係行政機関との連携が重要であるが、広告宣伝車の関係事業者等の皆さまに対しても、都市や人と調和した広告宣伝車の在り方に向けた自主的な取組を望みたい。

さらに、今回の都の取組に関しては他の都市部の自治体からもお問合せやご相談を多くいただいていることから、東京都に限定された問題ではないと考えられる。

車体利用広告に関して都のように規制を定めている自治体は他にもあるが、規制を全く定めていない自治体も多くある。ガイドラインの「車両登録地の定める規制」を遵守していれば車両登録地外の規制に反していても構わないとする考え方は、車両走行地の自治体と車両登録地の自治体の条例の規制内容に大きな違い（許可手続の要否や、自治体独自の審査基準等）がある場合には、車両走行地が定める規制の目的を十分に達せられなくなる。

また、車体利用広告は一般的な設置型の屋外広告物と異なり、常に移動するという性質があり、特に路線性や定時性のない車両の場合、走行状況の把握自体が非常に難しい。「車両登録地の定める規制」を遵守しているか否かを確認しようにも、現行法には車両のナンバーから当該車両の車両登録地や使用者の情報を運輸支局に照会する権限が定められておらず、実質的に登録地外の車両に対する規制を行えない状態にある。

このように、車体利用広告の規制を一自治体の権限のみで行うことは困難であるため、国においても、広域的な規制の基準の策定や法における調

査権限の容認範囲の明確化（車両情報の照会権限の付与等）について検討していただきたいと考える。